

建築基準法第 70 条第 1 項の規定による建築協定書が提出されましたので、同法第 71 条の規定により、次のとおり、公告するとともに、当該建築協定書を関係人の縦覧に供します。

また、同法第 72 条第 1 項の規定により、公開による意見の聴取を次のとおり行います。

平成 25 年 11 月 8 日

京都市長 門川 大作

1 建築協定書の概要

(1) 建築協定の名称

京都市西京区桂坂にれのき北地区建築協定

(2) 申請者の氏名

酒井 信一

(3) 建築協定区域

京都市西京区御陵大枝山町 4 丁目 3 番地，4 番地 1，4 番地 2，5 番地 1，5 番地 2，6 番地 1 及び 7 番地，御陵峰ヶ堂町 1 丁目 3 番地 1 から 3 番地 13 まで，4 番地 1，4 番地 2，4 番地 4 から 4 番地 12 まで，5 番地 1 から 5 番地 13 まで，6 番地 1 から 6 番地 13 まで，7 番地 1，7 番地 3 から 7 番地 11 まで及び 8 番地 1 から 8 番地 6 まで並びに 3 丁目 3 番地 1 から 3 番地 7 まで，3 番地 9，4 番地 1 から 4 番地 17，5 番地 1 から 5 番地 19 まで，6 番地 1 から 6 番地 18 まで，7 番地 1 から 7 番地 5 まで，8 番地 1 から 8 番地 6 まで，9 番地 1 から 9 番地 7 まで，10 番地 1 から 10 番地 7 まで，11 番地 1 から 11 番地 8 まで，11 番地 10 から 11 番地 12 まで，11 番地 14，12 番地 1 から 12 番地 18 まで，13 番地 1 から 13 番地 21，14 番地 2 から 14 番地 9 まで，15 番地 1 から 15 番地 8 まで，16 番地 1 から 16 番地 13 まで，17 番地 1 から 17 番地 10 まで，18 番地 1 から 18 番地 8 まで

(4) 建築協定区域隣接地

京都市西京区御陵大枝山町 4 丁目 6 番地 2，御陵峰ヶ堂町 1 丁目 3 番地 14，4 番地 3 及び 7 番地 2 並びに 3 丁目 3 番地 8，6 番地 19，11 番地 9，11 番地 13 及び 14 番地 1

(5) 建築協定の事項

建築物の敷地，位置，構造，用途，形態，意匠及び建築設備

(6) 協定の期間

10 年間

2 縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成 25 年 11 月 8 日（金）から平成 25 年 11 月 28 日（木）まで
（ただし，京都市の休日を定める条例第 1 条に定める本市の休日を除く。）

(2) 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地
京都市都市計画局建築指導部建築指導課（北庁舎 2 階）

3 公開による意見の聴取

(1) 日時

平成 25 年 11 月 29 日（金）午後 1 時 30 分から午後 2 時 30 分まで

(2) 場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地
京都市都市計画局会議室（北庁舎 7 階整備支援課内）

(3) 主宰者

京都市都市計画局建築指導部建築指導課長 溝上 省二

（都市計画局建築指導部建築指導課）